

第6部 津波対策

第1章 津波対策の基本

津波防災体制の整備に係る諸事業及び津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）発表された場合の体制等について、必要な事項を定めています。

なお、海外等遠隔地を震源域とする地震により津波警報等が発表された場合にも、この計画を準用します。

港南区における津波被害想定については、「津波による横浜市内浸水予想区域」に示されたとおり、被害はないとされています。この場合でも当区の職員は他区へ災害の応援対応を行うことがあります。

第2章 災害応急対策等

第1節 津波警報等発表時の措置

1 津波警報等又は津波予報の発表

- (1) 気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（※一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報等を発表します。

	予想される津波の高さ		避難行動
	発表する値	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10m 超	巨大	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルに避難してください。 ◆ 津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	
津波注意報	1m	(表記しない)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れてください。 ◆ 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

- (2) 津波予報区

本市の沿岸部が属する津波予報区は、東京湾内湾で次の範囲となっております。

千葉県(富津岬西端以北の東京湾沿岸に限る。)
 東京都(特別区に限る。)
 神奈川県(観音崎東端以北の東京湾沿岸に限る。)



2 防災体制

- (1) 災害対策本部等の設置

地震の発生等により災害対策本部が設置されている場合は、その体制とし、災害対策本部を設置するに至らない場合（市域に地震による揺れがなかった場合等）は、次の体制とします。

津波予報の種別	市	区
津波注意報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策警戒本部	区災害対策警戒本部
津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）	市災害対策本部	区災害対策本部
大津波警報が発表されたとき（東京湾内湾）		

- (2) 災害対策本部の構成区局
全区局を対象とします。
- (3) 災害対策本部等の廃止
ア 津波警報等の解除が発表されたとき
イ 津波による被害の応急対策が概ね完了したとき
- (4) 警戒本部の構成区局及び配備体制
津波注意報に伴う警戒本部の構成区局は、原則として次のとおりとします。

局	政策局、総務局、環境創造局、港湾局、消防局、道路局
区	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区

第2節 避難対策等

1 避難指示

原則として、津波警報又は大津波警報が発表された場合は避難指示を発令するため、原則として職員はあらかじめ定められた動員先に動員し、災害対応を行うこととします。

避難指示は、津波情報伝達システム、防災スピーカー、アラート、防災情報Eメール、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、サイレン、広報車、ヘリコプター、報道機関への発表などあらゆる手段を活用して、伝達します。

第3節 津波警報及び大津波警報発表時の初動体制

津波予報区「東京湾内湾」に津波警報及び大津波警報が発表され、市内に震度5強以上の地震が発生していない場合は、避難の勧告、指示を行うため、原則として職員はあらかじめ定められた動員先に動員し、災害対応を行うこととします。